平成18年4月1日より，千葉県の組織改正に伴い，当地区を担当しております「東葛飾地域整備センター柏整備事務所木地区事業室」が新たに設置される「東葛飾地域整備センター流山区画整理事務所」へ移転す ることになりましたのでお知らせします。
新事務所は当「木地区事業」と干葉県企業庁へ委託 しておりました「流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業」を合わせて所掌するこ ととなります。
なお，新事務所は干葉県企業庁流山建設事務所が使用していた建物を引き継ぐこととなります。

千葉県東暮飾地域整備センター流山区画整理事務所


## 案 内 図



## 干葉県東葛飾地域整備センター

流山区画整理事務所〒270－0163 流山市南流山 1 丁目 13 番地
—総務課直通一4500一管理移転課直通一 4502換 地 課 直 通－4504一工務課直通－4508一木地区換地課直通一4501一木地区工務課直通－4503 FAX 04－7150－4506

## 建築行為の制限



事業を凹滑に進めるため，建築行為等の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐 れがある，建築物の新築，改築，増築，または移動の容易でない物件の設置，堆積あるいは切土，盛土等をする場合は，知事の許可（土地区画整理法第 76 条申請）が必要ですので「行為許可申請書」を提出してください。
なお，申請に際しては事前にご相談くださるよう䄧願いいたします。（問以合せ先：換地班）

## 権利の変動届出について

地区内の土地を売買•相続等により所有権の移転をした場合は，登記簿謄本等を添付して，「権利変更届出書」を提出してください。
また，借地権等の権利変動が生じた場合にも届出してください。
なお，様式については，木地区事業室に用意してあります。（問い合せ先：換地班）一体型特定土地区画整理事業


## 発刊にあたつて

千葉県東葛飾地域整備センター柏整備事務所
所 長 佐 藤 勇
江戸川を吹く風も次第に温かさを増し，春の香りが漂い出す季節となり ました。
当地区は，平成17年4月より千葉県住宅供給公社か5千葉県が事業を引 き継ぎ，新たな施行者となって 1 年が過ぎようとしております。この間，地権者の皆様方をはじめ流山市及び関係機関の毕栐方には多大なるご尽力 をいただき，順調に事業が進められておりますことに厚くお礼申し上げます。
つくばエクスプレスも皆様方のご協力により，昨年 8 月無事開業したと ころです。この開業によりまして土地区画整理事業も一層のはずみがつくものと思われます。 また，「流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理審議会」が県施行として新たに設置 され，去る1月24日に第1回審議会を開催したところでございます。当地区内の工事実施状況 についても昨年後半より右岸調整池工事，宅地造成工事など工事が本格化し，事業が再開され たと実感できるまでになりました。

4 月からは，新しい組織で事業を担うこととなりますが，一日も早く整備促進が図れるよう職員一丸となって努力してまいる所存ですので，皆様万の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

## 第1回審議会開催される

第 1 回流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理審議会が，平成18年1月24日（火）柏整備事務所木地区事業室において開催されました。
《審議の結果は以下のとおりです》
－審議会運営規則，委員の議席について審議され決定されました。
－会長及び会長代理の選出について審議され，会長に海老原周一氏，会長代理に増田稳和氏が選出されました。
－当面，工事の実施が予定されている区域の仮換地指定について諮問され，「承認する」旨の答申 がなされました。

その他，工事の進渉状況について事務局から の報告や説明がありました。


「第1回流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理審議会」の様子

## 流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理審議会

会長海老原周—
流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理搢議会の会長に就任するに当たり，一言ごあいさつ申し上げます。
このたび，審議会委員の皆様の互選により県施行の審議会の会長に住宅供給公社施行時に引き続いて選任されました。
皆様方のご協力をいただきまして，委員の皆様とともに審議会会長としての職責を果してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。
さて，当事業が公社から千葉県に引き継がれ，まもなく一年が経とうとしておりま すが，ようやく事業が動きだしたと感ずることができるようになりました。

これからなお一層事業の進渉が図られ，一日も早く住みよい街になるよう努力して まいりたいと存じておりますので，今後とも皆様方のご理解とご協力をいただきます ことを心からお願い申し上げまして，ごあいさつといたします。


## 工事も順調に進行

しばらくの間，事実上休止状態にありまし た工事も，県施行になって右岸調整池や宅地造成工事など順調に進められております。

工事期間中は，一部道路を通行止めとして おり，このため迂回路をご利用いただくなど ご不便をおかけしておりますが，皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

なお，工事に関する説明会は，実施する箇所の近隣にお住まいの方や土地所有者の方を対象に開催させていただいております。

## 木地区一体型特定土地区画整理事業 整備状況



